

石川県公報

平成30年6月12日

第13113号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示	
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (厚生政策課)	1
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	1
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地等の変更の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地等の変更の届出 (同)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	3
○保安林の指定 (森林管理課)	3

公 告	
○石川県旅費支給事務労働者派遣業務に係る企画提案の募集公告 (人 事 課)	4
○政府調達に関する協定に係る入札公告 (管 財 課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	6
○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	7
○土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	8
○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	9
○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	9
○入札公告 (警 察 本 部)	9
選挙管理委員会	
○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	12
○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	12
○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	12
○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	13

告 示

石川県告示第273号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
グランファルマ株式会社	新	七尾市中島町浜田1-34番地1	平成30年5月1日
	旧	七尾市中島町浜田34番地1	

石川県告示第274号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
グランファルマ株式会社	新	七尾市中島町浜田1-34番地1	平成30年5月1日
	旧	七尾市中島町浜田34番地1	

石川県告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地等を変更した旨の届出があった。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日		
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地			
七尾市	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	七尾市地域包括支援センター	新	七尾市御祓町1番地	平成30年1月1日	
			旧	七尾市本府中町ヲ部38番地		
株式会社 愛昂	新	河北郡津幡町字中橋口10番地1	デイサービスセンター 恵比寿	新	河北郡津幡町字中橋口10番地1	平成28年9月18日
	旧			河北郡津幡町字川尻タ51番地		
株式会社 愛昂	新	河北郡津幡町字中橋口10番地1	居宅介護支援事業所 恵比寿	新	河北郡津幡町字中橋口10番地1	平成28年9月18日
	旧			河北郡津幡町字川尻タ51番地		

石川県告示第276号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地等を変更した旨の届出があった。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日		
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地			
七尾市	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	七尾市地域包括支援センター	新	七尾市御祓町1番地	平成30年1月1日	
			旧	七尾市本府中町ヲ部38番地		
株式会社 愛昂	新	河北郡津幡町字中橋口10番地1	デイサービスセンター 恵比寿	新	河北郡津幡町字中橋口10番地1	平成28年9月18日
	旧			河北郡津幡町字川尻タ51番地		
株式会社 愛昂	新	河北郡津幡町字中橋口10番地1	居宅介護支援事業所 恵比寿	新	河北郡津幡町字中橋口10番地1	平成28年9月18日
	旧			河北郡津幡町字川尻タ51番地		

石川県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 生きがい工房	金沢市福増町北717番地	介護ショップ グット・ケアのいち	野々市市菅原町11番32号	平成30年 3月31日

石川県告示第278号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 生きがい工房	金沢市福増町北717番地	介護ショップ グット・ケアのいち	野々市市菅原町11番32号	平成30年 3月31日

石川県告示第279号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林の所在場所
金沢市中尾町ヌ35から38まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 1 保安林の所在場所
河北郡津幡町字上大田甲ヌ53、乙ヌ1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び津幡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

石川県旅費支給事務労働者派遣業務に係る企画提案の募集公告

労働者派遣業務について、次のとおり企画提案の募集を実施する。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務概要

(1) 業務名

石川県旅費支給事務労働者派遣業務

(2) 業務内容

「石川県旅費支給事務労働者派遣業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 派遣期間

平成30年10月1日(月)から平成31年9月30日(月)まで

2 参加資格者

「石川県旅費支給事務労働者派遣業務プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に示す参加資格を全て満たす者とする。

3 仕様書等の交付場所等

(1) 交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部人事課総務事務管理室旅費グループ

電話番号 076-225-1682

(2) 交付方法

次のいずれかの方法で入手すること。

ア 書面による交付

(1)の交付場所において交付

イ 電磁的方法による交付

石川県ホームページ(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/jinjika/ryohi/30proposal.html>)に掲載し、ダウンロードする方法により交付

(3) 交付期間

平成30年6月12日(火)から同年7月3日(火)までの午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く。)

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ

(2) 提出期限

平成30年7月3日(火)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る。)

5 審査の方法

2の参加資格を満たすと認められた者の提出した企画提案について、書面審査を実施し、最優秀提案者を選定する。

6 その他

- (1) このプロポーザルの参加に必要な経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、提出期限後は返却しない。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (4) 提出された書類の機密保持には、十分に配慮する。
- (5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は募集要領等による。

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりWTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

パーソナルコンピュータ 941台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年11月30日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成30年石川県告示第145号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成30年7月10日（火）までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年7月24日(火) 午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成30年7月24日(火) 午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札決定の通知をした日から起算して5日以内(当該期間内に石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。なお、この物品の調達契約の締結については、事前に県議会の議決を要するので、当該仮契約は、県議会でこの物品の調達契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal Computer 941 Units

(2) Delivery date

By 30 November 2018

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 24 July 2018

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成30年5月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 大妙
- 3 代表者の氏名
深井 春雄
- 4 主たる事務所の所在地
白山市木津町1284番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者、その他困難を抱えた人々に対して、又これから高齢者になろうとする多くの人々に対して、居宅及び通所支援サービスに関する事業を行い、介護予防の観点に立ち、福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 1 申請のあった年月日
平成30年5月31日
- 2 特定非営利活動法人の名称
NPO法人 辰巳用水にまなぶ会
- 3 代表者の氏名
玉井 信行
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市笠舞3丁目7番11号
- 5 定款に記載された目的
2010年に国史跡に指定された辰巳用水の約400年におよぶ歴史の重みを検証し、今後の用水の価値と評価を高めると同時にその維持管理を継続するために、金沢市民をはじめ多くの人たちに親しみを持って訪ねてもらえる方策を調査・研究し、まちづくりや生涯学習に寄与することを目的とする。

- 1 申請のあった年月日
平成30年5月31日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 なでしこ志賀
- 3 代表者の氏名
唐津 洋政
- 4 主たる事務所の所在地
羽咋郡志賀町福浦港浦97番1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、一人暮らしの人や高齢者及び障害のある人に対して、「住みなれた家・住みなれた地域」で、安心して住み続けられる地域社会をめざして、支えあい、助け合いの活動を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
近藤 秀彦	小松市拓栄町393番地	小松市高堂町口30番ほか1筆
有限会社 吉田農園	小松市長田町リ21番地	小松市高堂町12番ほか3筆
吉倉 和夫	小松市高堂町ト2番地	小松市高堂町ニ4番1ほか1筆
加納 善英	加賀市加茂町52の67番地	加賀市加茂町15番
山口 裕太郎	加賀市中代町ハの41番地	加賀市中代町154番ほか4筆
農事組合法人 河村農産	加賀市加茂町201番地	加賀市永井町西36番ほか11筆
農事組合法人 和多農産	能美市山田町121番地	能美市灯台笹町1014番ほか59筆
株式会社 AMT	白山市宮丸町152番地1	白山市宮丸町1859番ほか4筆
株式会社 ヤマジマ	白山市安吉町277番地	白山市向島町595番1ほか2筆
農事組合法人 西濱農園	白山市八田町1160番地	白山市八田町1633番ほか3筆
有限会社 あさひ	白山市宮永町73番地	白山市八田中町454番1ほか9筆
津田 弥生	白山市藤木町5番地	白山市藤木町471番1ほか5筆
農事組合法人 ゆいファームかわい	白山市河合町イ103番地	白山市河合町南80番1ほか2筆
農事組合法人 細川	白山市菅波町96番地	白山市坊丸町541番ほか23筆
農事組合法人 どーやファームY Y	白山市小柳町ホ134番地	白山市森島町う153番1ほか13筆
農事組合法人 ファーム東蚊爪	金沢市東蚊爪町チ174番地2	金沢市東蚊爪町イ81番1
株式会社 北ファーム	金沢市宮保町イ4番地	金沢市宮保町イ60番ほか289筆
苗山 良晴	鹿島郡中能登町金丸又う部60番地	鹿島郡中能登町金丸南89番ほか7筆
鈴木 一郎	鹿島郡中能登町久江マ部105番地	鹿島郡中能登町久江い5番ほか9筆
農事組合法人 能登花見月	鹿島郡中能登町花見月丁31番地	鹿島郡中能登町上後山い21-1番ほか6筆
農事組合法人 鹿南農産	鹿島郡中能登町西馬場夕部4番地	鹿島郡中能登町西馬場ネ60番ほか29筆
農事組合法人 ダブルフォース	鹿島郡中能登町西馬場ヤ部1番甲地	鹿島郡中能登町西馬場南20番ほか31筆
農事組合法人 なたうち	七尾市中島町上畠6部26番地	七尾市中島町町屋甲13ほか161筆
有限会社 花田農産	七尾市中島町西谷内セの13番地	七尾市中島町鳥越甲12-1ほか22筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成30年6月12日から同月26日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成30年6月13日から同年7月11日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
才田土地改良区	非補助土地改良事業 (維持管理)	変更に係る土地改良事業計画書の写し	金沢市農林水産局 農業基盤整備課

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
能登わかば農業協同組合
坂井 助光
七尾市矢田新町イ部6番地7
- 変更した事項
農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳に新たに記帳された者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
澤井 智文	かほく市内日角西159-1 サンライズ大和 I 202	玄米、大麦、大豆

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字庄口29番3、29番4、 30番4及び水路の無籍地の一部	幅員 6.00m 延長 54.49m	金沢市金石北四丁目4番2号 株式会社 ナガタニ宅建	平成30年5月30日

入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年6月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 一般競争入札に付する事項
 - 委託業務名
平成30年度ストレスチェック事業委託
 - 業務内容
入札説明書による。
 - 委託期間
契約締結の日から平成31年2月28日まで
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成30年6月18日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成30年6月19日（火）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び入札参加資格確認申請書の提出場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成30年6月20日（水）正午

（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）

(4) 開札の日時及び場所

平成30年6月20日（水）午後1時45分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札書その他入札説明書に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金
免除

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
交通規制看板等設置業務委託
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成30年8月8日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成30年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成30年6月20日（水）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 警視庁又は道府県警察本部が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成30年6月21日（木）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び入札参加資格確認申請書の提出場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
平成30年6月22日（金）正午
(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所

平成30年6月22日(金)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札書その他入札説明書に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第64号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成30年6月12日

石川県選挙管理委員会

19,158人

石川県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成30年6月12日

石川県選挙管理委員会

219,736人

石川県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成30年6月12日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	125,794人
七 尾 市 選 挙 区	15,346人
小 松 市 選 挙 区	29,662人
輪 島 市 選 挙 区	8,096人
珠 洲 市 選 挙 区	4,407人
加 賀 市 選 挙 区	19,232人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,234人
か ほ く 市 選 挙 区	9,715人
白 山 市 選 挙 区	31,041人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,985人
野 々 市 市 選 挙 区	13,980人
河 北 郡 選 挙 区	17,723人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,087人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,137人
鳳 珠 郡 選 挙 区	7,860人

石川県選挙管理委員会告示第67号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成30年6月12日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

219,736人

